

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成14年6月12日

信用組合関西興銀

1. はじめに

当組合は、平成12年12月16日、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」と言う）」第8条第1項に基づき、金融再生委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成13年3月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った、当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

1. はじめに

信用組合関西興銀の金融整理管財人は、当組合の旧経営陣すなわち理事、監事及びこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから（金融再生法第18条）、就任後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ又、民事責任追求については訴訟代理人である弁護士との補助を受け、慎重に検討を重ねました。

当組合の行った責任追及に必要な措置は以下のとおりです。

2. 刑事責任追及について

(1) 背任

金融整理管財人は、平成14年1月24日及び同年2月15日付で、大阪地方検察庁及び大阪府警察本部に対し、平田義夫こと李熙健元会長、平田勝則こと李勝載元副会長、松田こと李正林元理事長、善元こと朴忠弘元副理事長及び良原こと梁正明元専務理事5名の旧経営陣に対し、以下の2件の案件について背任で告訴いたしました。

① コマ開発(株)案件（事件番号平成14年（わ）第625号）

貸付金の回収が著しく危ぶまれる債務者にも拘らず、十分な担保を徴求するなど貸付金の回収を確実にするための特段の措置を講じないまま貸付け（19.5億円）した案件

② コマ開発(株)案件（事件番号平成14年（わ）第1058号）

貸付金の回収が著しく危ぶまれる債務者にも拘らず、十分な担保を徴求するなど貸付金の回収を確実にするための特段の措置を講じないまま貸付け（約31.8億円）した案件

(2) 起訴の状況

① 平成14年2月15日

背任により、平田義夫こと李熙健、松田こと李正林、善元こと朴忠弘の3名を起訴

②平成14年3月8日

背任により、平田義夫こと李熙健、松田こと李正林、善元こと朴忠弘の3名を起訴

3. 民事責任の追及について

金融整理管財人は、以下の3案件につき、平成14年6月12日、大阪地方裁判所に提訴した。

第1「信和都市開発株式会社」に対する不正融資案件

(1) 関西興銀が、戸建て建売業者である「信和都市開発株式会社」の計画した兵庫県川西市内における宅地造成計画の用地取得費用として、

①平成4年2月28日 20億円（以下「第1融資」という。）

②同 5年12月3日 2億2,000万円（以下「第2融資」という。）

の合計22億2,000万円を不正に融資した案件

(2) 被告（肩書は、いずれも当時のもの。以下同じ）

①第1融資について

ア 理事長 平田勝則こと李勝載

イ 専務理事 善元こと朴忠弘

ウ 専務理事 松田こと李正林

②第2融資について

ア 会長 平田義夫こと李熙健

イ 理事長 平田勝則こと李勝載

ウ 専務理事 善元こと朴忠弘

エ 専務理事 松田こと李正林

オ 常務理事 良原こと梁正明

カ 常務理事 木山こと朴建造

キ 常務理事 太田こと梁富三

ク 常務理事 徳岡こと洪仁美雄

ケ 常務理事 金城憲治こと金炳鐘

(3) 提訴金額

①第1融資について

10億円

②第2融資について

2億円

第2「コマ開発株式会社」に対する不正融資案件

(1) 関西興銀が、ゴルフ場「コマカントリークラブ」を経営する会社である「コマ開発株式会社」に対し、ゴルフ場会員権預託金返還資金等として、平成9年9月24日～同11年3月29日までの間、33回にわたって、合計5億3,240万円を不正に融資した案件

(2) 被告

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 会長 | 平田義夫こと李熙健 |
| ② 理事長 | 平田勝則こと李勝載 |
| ③ 専務理事・副理事長・理事長 | 松田こと李正林 |
| ④ 専務理事・副理事長 | 善元こと朴忠弘 |
| ⑤ 常務理事・専務理事 | 良原こと梁正明 |
| ⑥ 常務理事・専務理事 | 徳岡こと洪仁美雄 |
| ⑦ 常務理事 | 金昌成 |
| ⑧ 常務理事 | 松下光進 |

(3) 提訴金額

16億円

第3「有限会社高砂ブルミエ」に対する不正融資案件

(1) 関西興銀が、「株式会社東大ブルミエ」（実質的経営者小林政司）所有の競売開始決定のなされたパチンコ店「ニュー東大」店舗等を小林に自己競落させるため、同人に「有限会社高砂ブルミエ」を設立させ、同会社に、上記自己競落資金等として、

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 平成12年10月18日 | 4,750万円 |
| ② 同 年12月 1日 | 1,320万円 |
| ③ 同 年12月13日 | 5億6,000万円 |
- の合計6億2,070万円を不正に融資した案件

(2) 被告

- | | |
|--------|---------|
| ① 理事長 | 松田こと李正林 |
| ② 副理事長 | 善元こと朴忠弘 |
| ③ 常務理事 | 呉治好 |
| ④ 理事 | 高田こと高正一 |

(3) 提訴金額

3億円

4. 今後の対応について

旧経営陣等に対して、前述したとおり刑事事件及び民事請求事件を行いました。今後、(株)整理回収機構による調査等によって新たなる事実・証拠が判明する可能性もあることから、(株)整理回収機構において引続き責任追及が行いよう、旧経営陣等に対する損害賠償請求権等を(株)整理回収機構に譲渡する予定であります。

以上